

規制緩和適用小規模農林漁家民宿の統計に関する問題点

誌名	農業市場研究
ISSN	1341934X
著者名	中尾,誠二
発行元	日本農業市場学会
巻/号	23巻1号
掲載ページ	p. 44-50
発行年月	2014年6月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



《論文》

規制緩和適用小規模農林漁家民宿の統計に関する問題点

—京都府の情報公開制度から得られた視座—

中尾 誠二*

The Difficulties in Measuring Less-Regulated Small Rural-Inns Managed by Families Engaged in Agriculture, Forestry and Fishery: Findings from the Information Disclosure System in Kyoto Prefecture

NAKAO, Seiji
Seibi University

Abstract:

Since 1995, when the Green Tourism Act was enforced, Rural-Inns Managed by Families Engaged in Agriculture, Forestry, and Fishery has been promoted as a part of rural agricultural policy. After 2003, when the Accommodation Business Act provided for future deregulation, the number of Rural Inns with 'less than 33 square meters room area' increased sharply. The Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (MAFF) has surveyed the number of such Rural-Inns every five years in the Census of Agriculture and Forestry and the Census of Fisheries. In addition, the Green Tourism division of MAFF also has surveyed the number of Less-Regulated Rural-Inns (defined as 'less than 33 square meters room area') every year. However, both of these data sets exhibit difficulties in illuminating the actual situation of these Less-Regulated Rural-Inns. In general, Rural-Inns have to get a license as a Restaurant Business as dictated by the Food Sanitation Act. However, there remain many Small-Rural-Inns that do not have the required restaurant licence all over Japan. This paper examines the problems of MAFF statistics, describing a new approach to obtaining an accurate view of Less-Regulated Rural-Inns, available by using the Information Disclosure System as it exists in Kyoto Prefecture.

[Key words] accommodation business act, food sanitation act, green tourism act

I はじめに

グリーンツーリズムという用語を農林水産省が1992年「新しい食料・農業・農村政策の方向」で初めて公式に使い始め、農山漁村余暇法¹⁾が施行された1995年以降、農林漁業者の経営多角化策として農林漁家民宿の開業が推進されてきた。そ

の後、旅館業法施行規則の一部改正による規制緩和が全国的に適用可能となった2003年を境に、客室延床面積33㎡未満の小規模農林漁家民宿（以下「規制緩和適用小規模農林漁家民宿」と表記する）が急増している。

この規制緩和を適用しない客室延床面積33㎡以上の農林漁家民宿（以下「従来型中規模民宿」と表記する）も含めて、農林業センサスと漁業セン

*成美大学 (E-mail : nakao_s@uv.seibi-gakuen.ac.jp)
村余暇法

キーワード：旅館業法、食品衛生法、農山漁

サスで農家民宿²⁾と漁家民宿(以下それぞれ「農林業センサス民宿」「漁業センサス民宿」と表記する)の軒数が公的統計として調査・公表されている。

これとは別に、農林水産省でグリーンツーリズムを担当している農村振興局都市農村交流課は「規制緩和を活用した農林漁家民宿」開業数を2003年度から毎年全国調査し、ネット上³⁾でも公開してきた。同課によれば「行政評価用の任意調査」という位置付けではあるが、各県が保健衛生部局から直接データを入手して回答する場合も多く、ほぼ悉皆調査に近い貴重な資料であった。

農林漁家民宿に関する最近の研究としては、佐藤(2010)や犬田(2012)等が挙げられるが、農林業センサス民宿や従来型中規模民宿が分析の主たる対象であり、「規制緩和と適用小規模農林漁家民宿」の全国的な状況は把握されていなかった。そこで、中尾(2011)は公的統計の「農林業センサス民宿」と任意調査の「規制緩和活用農林家民宿」を比較し、農林業センサスが自計申告方式であること等に起因して、急増中の「規制緩和と適用小規模農林家民宿」を農林業センサス民宿が捉え切れていない問題点を明らかにした⁴⁾が、その後「規制緩和活用農林漁家民宿」が全国1,740軒に達した2008年度で更新が止まり、今後も公開されない状態⁵⁾となった。

数県からの情報では「規制緩和と適用小規模農林漁家民宿」は2009年度以降も急増し続けている⁶⁾が、公的統計でも捕捉し切れず、任意調査の「規制緩和活用農林漁家民宿」数も公開されないため、全国的な最新値を得られないのが現状である。

また、「規制緩和活用農林漁家民宿」は「旅館業法の簡易宿所営業」許可を取得した農林漁家を「民宿」としているが、「食品衛生法の飲食店営業」許可の全国的な取得状況は調査していない。この点は農林・漁業センサスでも同様である。

更に、客室延床面積33㎡未満という規制緩和と適用した場合の具体的な面積・部屋数・宿泊定員といった小規模性の実態も全国的には把握されていない。

そこで本稿では、農林漁家民宿とりわけ「規制緩和と適用小規模農林漁家民宿」に関する統計情報の公表についての問題点を明らかにするとともに

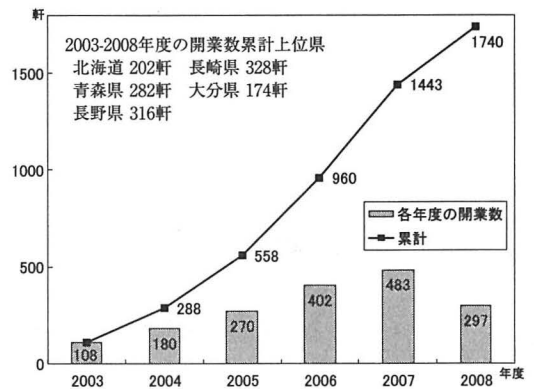


図1 規制緩和活用農林漁家民宿開業の全国軒数

出典：農林水産省〔7〕から作成。

に、上記3点の問題(最新全国値・食品衛生法・小規模性の実態)解決策の一つとして行った京都市府への情報公開請求結果から、規制緩和と適用小規模農林漁家民宿の統計に関する望ましい在り方を考察する。

II 農林漁家民宿の全国データ

1 農林水産省の任意調査

「規制緩和活用農林漁家民宿」開業の全国軒数(図1)は、農林水産省の都市農村交流課から地方農政局等を通じて全県へ依頼している任意調査の結果である。各県グリーンツーリズム担当課が旅館業法を所管している保健衛生部局の原課から直接データ入手した「旅館業法施行規則5条1項4号の特例適用施設」つまり「客室延床面積33㎡未満の農山漁村余暇法2条5項に規定する農林漁業体験民宿」について農政局へ市町村名と開業軒数を報告している場合が多い。

しかし、県庁出先機関を通じて市町村へ報告を求める場合もあり、例えば旅館業法の緩和ではなく、消防法に関する特区の規制緩和だけ活用している宿(=客室延床面積33㎡以上の宿)が含まれている県も確認された⁷⁾。そのため、この任意調査「規制緩和“活用”農林漁家民宿」と区別するために、「規制緩和“適用”“小規模”農林漁家民宿」を本稿の標題とした。

また、グリーンツーリズム担当部局等が「農林漁業者等の事前確認」を行う県の場合、保健所の

正式な許可取得前に規制緩和活用民宿として農政局へ誤報している例も散見された。後に許可取得まで至れば年度の誤りだけで済むが、事前確認だけで許可取得に至らない場合は後年度の軒数まで異なる結果となる。

個別データまで詳細に確認していくと上記のような誤差が何箇所も判明し、各県からも農政局へ修正報告されているが、全国軒数は修正されない状態で微妙に異なったまま公表され続けていた。各県毎の軒数も上位5県（北海道・青森・長野・長崎・大分）の他は非公開であった。

全国1,740軒に達した2008年度までの公開後も調査自体は続けられていて、一部の地方農政局作成資料に2009年度までの全国2,339軒（農林2,148軒＋漁191軒）という値等が引用されている⁸⁾。しかし、東日本大震災を経た2010年度以降は非公開となり、全国的な最新値を把握できない状態が続いている。

2 農林業センサスと漁業センサス

公的統計としては、農林業センサスで「農（林）家民宿」が、漁業センサスで「漁家民宿」が、それぞれ5年毎に調査・公表されている。現時点で最新の2010農林業センサス民宿2,006軒と2008漁業センサス民宿1,735軒を合わせた計3,741軒が「農林漁業センサス民宿」となる⁹⁾。

しかし、両者とも規制緩和適用小規模農林漁家民宿の捕捉率が低い。例えば、「2010農林業センサス民宿」2,006軒は2010年2月1日の値であるから、2009年度末つまり2010年3月31日の「規制緩和活用農家民宿」2,148軒と比較して142軒も少ない。調査日の差2ヶ月の間で一気に増えたことも現実的には考え難いし、仮にそうであったとしても「2005農林業センサス民宿」1,492軒からの増加分514軒を大幅に超える規制緩和活用1,860軒（＝2,148－288軒）の新規開業があった現実を「2010農林業センサス民宿」は全く捉え切れていない¹⁰⁾。捕捉率を計算してみると27.6%（＝514/1,860）でしかない。

3 食品衛生法の許可状況と小規模性の把握

従来型民宿では所謂「一泊二食」の料金体系で食事提供することが一般的であるが、教育旅行を

中心に受け入れる「民泊」スタイルに近い規制緩和適用小規模農林漁家民宿では飲食店営業の許可を取得していない共同調理型である場合も多い。しかし、規制緩和活用農林漁家民宿および農林漁業センサス民宿ともに食品衛生法に基づく飲食店営業許可の取得状況は調査されていないため、全国的な状況が不明である。

また、規制緩和適用民宿の特徴である小規模性に関しても、実際の客室延床面積・部屋数・定員といった具体的な全国データが存在しない。

食事提供方式・小規模性の全体像が掴めていない状態で「農林漁家民宿」という用語を行政関係者が使う時、旅館に近い従来型中規模民宿と民泊に近い規制緩和適用小規模民宿の実態差から起因して政策推進を妨げる可能性もある。例えば、他県で民泊的な規制緩和適用小規模民宿に泊まって同形態の開業を希望している農林漁業者が、自県で旅館的な従来型中規模民宿の説明を受けた結果、及び腰になってしまう事例を聞くことがある。指導する行政関係者が全国的な傾向を正しく把握できていないと、このような事態を招きがちである。

III 京都府および京都市への情報公開請求

1 公開請求に至った経緯

上記の通り、「規制緩和活用農林漁家民宿」調査の詳細結果を農林水産省は公表していないので、筆者は各県グリーンツーリズム担当課へ主に電話やメール等で情報提供を依頼してきたが、「個人情報の保護」等を理由に拒む県が多かった。相手から質問を受けた時や何かの機会に直接面会して話をすることが可能となったタイミングを見計らって各県データの収集を試みてきたが、この偶然性に頼った非効率な手法に限界を感じていた。

そこで、まず筆者の在住する京都府グリーンツーリズム担当の農林水産部農村振興課を2012年2月29日に訪問して、旅館業法・食品衛生法の担当である健康福祉部生活衛生課への同行を依頼し、両課担当者同席の場で「規制緩和適用小規模農林漁家民宿」の両法許可取得状況等に関する情報提供を口頭で依頼した。その結果、「京都府情報公開条例に基づく公文書公開請求を正式に行えば可

能かも知れない」と示唆され、4月26日に生活衛生課から「府内の全許可状況を一度の請求で公開可能」との回答を電話で得た。

2 請求内容と情報公開までの手順

具体的には、翌4月27日に京都府の公式サイト「電子申請による公文書公開請求」から『京都府内で旅館業法施行規則5条1項4号の特例を適用して簡易宿所営業の許可を受けている宿の「宿名・所在地・申請者名・許可年月日・定員・客室の間取り（延床面積何平米もしくは何畳の部屋が何室か）・農林漁業者いずれの条件で特例適用したか』について、また、その宿が食品衛生法の飲食店営業許可を取得しているか否か、取得している場合その許可日と種別（旅館や一般食堂など）。以上の情報公開を請求する』という内容を投稿フォームから送信した。

府内7保健所（乙訓・山城北・山城南・南丹・中丹西・中丹東・丹後）の全データ集約が完了した旨の電話連絡を本庁生活衛生課から受けたのは6月1日であったから、結果的に請求日から起算して36日で府内の全データを入手できる状態になった訳である。6月4日に府福知山総合庁舎を訪問し、A4判2枚の「農林漁業体験民宿一覧」コピー代20円を支払い、公開された情報を受領した。

3 京都市への確認

政令指定都市である京都市内の保健所は府でなく市が所管している。つまり、上記公開請求で入手した規制緩和適用小規模農林漁家民宿の情報は、京都市を除く府内全域の状況ということになる。

そこで、6月5日に京都市保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課へ電話し、府に情報公開請求した同じ内容を質問したところ、旅館業法担当から「該当なし」との回答を得た。

したがって、京都府からの公開情報が京都市内も含めて府内全域の緩和適用状況となることが確認できた。

IV 京都府内全域の規制緩和適用状況と課題

1 公開情報の内容

公開された「農林漁業体験民宿一覧」の項目は、“営業施設の名称・所在地・営業者名・旅館業法の許可日・農林漁業体験民宿の種別・客室数・客室面積・宿泊定員・飲食店営業の許可取得有無・許可日・飲食店営業の種別”であった。

営業者名は個人名であるため入手困難と予想していたが、「営業許可証に明記され営業場所への掲示が義務付けられている内容であるため非公開にする必要はない」と判断したそうである。

ただ、公開請求では“農林漁業者いずれの条件で特例適用したか”と表現した項目が“農林漁業体験民宿の種別”として農村滞在型・山村滞在型・漁村滞在型いずれか（もしくは複数の種別）という内容で公開された。農山漁村それぞれが農林漁業に対応すると考えられるが、旅館業法の営業許可申請時に添付した「農林漁業者であることの証明書」の名称と内容¹¹が確認できれば、より厳密な農林漁業の経営実態を判断することができる。

また、食品衛生法（飲食店営業）許可取得の状況についても、旅館業法（簡易宿所営業）許可者本人でなく同居家族等が別名義で許可を得ていたり、営業施設が別棟で許可を得ている状況が追加で聞き取り調査せねば把握できなかつたので、今後また公開請求する際には留意すべき点である。

2 結果の概況

概況としては、2007年10月10日に南丹市の美山町北中牧で旅館業法の規制緩和が適用された後、2012年3月5日に京丹後市の丹後町袖志で農家4軒まとめて許可を取得するまで、「規制緩和適用小規模農林漁家民宿」は計30軒（表1）であった。

うち7軒が漁村滞在型余暇活動のみ提供する宿だったので、農林業センサス・漁業センサスと同様に大きく分けるなら農家民宿23軒・漁家民宿7軒と整理できる。

細かく見ると、農村滞在型余暇活動を提供する23軒のうち5軒は山村滞在型も兼ね、4軒は漁村滞在型も兼ね、1軒は山村も漁村も兼ねていた。

表1 京都府内の規制緩和適用小規模農林漁家民宿

id	市町村	宿名	種別	旅館業法	食品衛生法	室	畳	人
1	南丹市	民宿 久や	農	2007.10.10	2010.05.28	2	15	9
2	南丹市	お宿 とみ家	農	2007.11.14	2009.06.16	2	16	10
3	南丹市	井栗小屋	農山	2007.11.29		2	14	5
1	綾部市	農家民泊 素のまんま	農	2008.11.13	2011.11.30 ●	2	12	7
2	伊根町	スローライフ 両助	農	2008.04.28		2	14	4
3	伊根町	舟屋のお宿 あめや	漁	2008.05.08		2	15	10
4	伊根町	民宿 えびすや	漁	2008.06.20	2008.06.20	2	18	10
4	伊根町	舟屋の宿 健屋	漁	2009.02.24	2009.02.24	1	15	10
1	伊根町	舟屋のお宿 汐の香	漁	2009.10.02		2	20	10
2	伊根町	旬の宿 さとみ	漁	2009.12.28	2009.11.24	2	19	10
3	京丹後市	農家民泊 温古里	農山	2009.07.15	2012.03.12 ●	1	9	6
4	京丹後市	LOHASくるみ谷	農山	2009.09.01	2011.05.31	1	12	8
5	京丹後市	あられ山村塾	農山	2009.10.21		1	9	6
6	京丹後市	古民家 吾平治	農山漁	2009.06.23	別名で取得	1	14	8
7	福知山市	コテージ 棚田の里	農	2010.02.08	別棟で取得	2	8	4
1	伊根町	舟屋の宿 たいせい	漁	2010.11.01	2010.11.01	2	18	10
1	綾部市	農家民泊 おざさ	農	2011.08.10	2011.08.10	1	9	4
2	綾部市	粒々屋 五彩	農	2011.11.10	2011.11.17	1	8	6
3	綾部市	イワンの里	農	2011.12.20	2011.03.25	2	17	5
4	綾部市	民泊 ひとみ	農	2012.03.07	2012.03.07	2	18	4
5	綾部市	農家民泊 百笑さとの	農	2012.03.29	2012.03.29 ●	1	6	3
6	伊根町	舟屋の宿 蔵	漁	2011.11.15	2011.11.15	2	16	10
7	京丹後市	体験民宿 季楽里	農山	2011.07.01		2	18	6
8	京丹後市	然&粋	農漁	2012.03.05		1	11	4
9	京丹後市	松下	農漁	2012.03.05		1	13	5
10	京丹後市	平野屋	農漁	2012.03.05		1	14	5
11	京丹後市	かめや	農漁	2012.03.05		1	14	5
12	南丹市	節恵庵	農	2012.01.16	2012.05.08	3	19	10
13	福知山市	B&Bみわファーム	農	2011.06.09		2	16	7
14	福知山市	ふるま家	農	2012.01.20	2012.01.20	2	19	11

出典：京都府の公文書公開請求結果から筆者作成。

注：1) id欄の数は各年度における許可軒数を示す連番。

2) 旅館業法と食品衛生法の欄は営業許可取得年月日。

3) 食品衛生法欄の●は京都府独自の規制緩和適用例。

つまり、農家民宿13軒・漁家民宿7軒・農林家民宿5軒・農漁家民宿4軒・農林漁家民宿1軒という結果であった。

市町村別では、京丹後市9軒、伊根町8軒、綾部市6軒、南丹市4軒、福知山市3軒であった。

客室面積の単位は㎡表示であったが、聞き取り調査では一般的に畳数で表現されることが多いので、33㎡を約20畳として畳数に換算した。その結果、客室数1.63室・面積14.20畳・定員7.07人という平均値が得られた。

全30軒のうち食品衛生法の飲食店営業許可は19軒(63.3%)が取得していた。うち11軒は旅館業法の許可と同時に取得していたが、5軒は約2年後・1軒は約3年後であった。なお、2軒は別棟

や家族が取得していた。また、3軒が京都府独自の緩和措置¹²⁾を適用していた。

3 食品衛生管理と保険について

上記の通り、食品衛生法の許可状況を把握できた点は特に重要である。無許可営業の罰則は、旅館業法(10条1号)が懲役6ヶ月以下か罰金3万円以下、食品衛生法(72条)が懲役2年以下か罰金200万円以下と規定している。この比較からも食品衛生管理の重要さは明らかであろう。

旅館業法の許可を得ただけでは、「一泊二食」の料金を正式に受け取れる従来型民宿と同等レベルには達していないにも関わらず、安易に「民宿」と称することは共同調理型の宿営業者および宿泊者の両方にとって危険であるとも言える。

そもそも「民宿」と称した場合は食事提供も可能と見なされ易い。仮に「民泊」と称したとしても、完全素泊なのか、自炊は可能なのか、それとも共同調理型か、宿泊する相手に対して適切に示す必要がある。行政機関が推進して開業した規制緩和適用小規模民宿の場合、例えば市町村や県のホームページ等では「共同調理」と明記されていても、一般企業の情報サイト等では通常の宿と同じ扱いで「一泊二食」と表示されているようなケースが散見される¹³⁾。

規制緩和適用小規模農林漁家民宿の現状において、この点が実際に問題を起す要素を最も強く内包しているため、曖昧な状態で受入を拡大させる前に適切な方針を示すべきであろう。具体的には、飲食店営業許可を取得していない宿が「共同調理」と称して食事を提供する場合は、必ず食品衛生に関する講習を受けるよう義務付ける等である。例えば、京都府が指定する社団法人京都府食品衛生協会の食品衛生責任者養成講習会(6時間)を受講すれば、公衆衛生学・衛生法規・食品衛生学を非会員の場合9,700円で学べる。また、京都府には無料で専門職員を呼べる制度があり、例えば丹後保健所には「食品衛生行政と食中毒防止について」というメニューが用意されている¹⁴⁾ので、複数人が集まる機会を設ければ出張講義を依頼することも可能である。上記のような食品衛生管理に関する運営面での安全対策を行った上で、更に何らかの事故が起ってしまった場合に備え

て旅館賠償責任保険等に加入することが望ましい。

V おわりに—情報公開によって得られた視座—

今回の情報公開によって、京都府内という限られた地域ではあるが、初めて「規制緩和と適用小規模農林漁家民宿」の基本的な情報に関する全体像が判明した。客室数・面積・定員についての小規模性が実データとして数値化され、食品衛生法の許可取得状況が判明したことにより、従来型農林漁家民宿と異なる性質を持った別ジャンルの宿泊施設であることを改めて認識させる根拠となる。

情報公開請求の手法が全県で可能なら、更新が止まっている農林水産省の任意調査「規制緩和と活用農林漁家民宿」に代わる統計となり得るが、調査時間・手間・信頼性を考えると、厚生労働省が当該規制緩和「旅館業法施行規則5条1号4号の特例施設」を全国統計として整理し、食品衛生法の許可状況まで含めて公開することが望ましい。

グリーンツーリズム推進の立場にある行政関係者等は、小規模性の実態に即した施策展開に資するため適正な全国データが必要である。任意調査ではなく、公的機関が状況変化に応じた然るべき体制で収集した正しい情報を公開すべきである。

旅館業法の許可を取得した農林漁家に対して一律的に「民宿」の呼称を強いる姿勢が行政機関等において散見される¹⁵⁾が、正確な全国情報の公開によって「民泊」的な実態が広く認識されれば、従来型中規模民宿と異なる別ジャンルの小規模宿泊施設として捉え直されることが期待できる。

注

- 1) 正式名称は、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律。
 - 2) 2005農林業センサスから調査され始めた「農家民宿」には林業経営体の兼業する民宿も含まれるので、厳密には「農林家民宿」である。
 - 3) 都市農村交流課のサイト「グリーンツーリズム 都市と農山漁村の共生・対流」グリーンツーリズム関係「その他の情報」部分。
 - 4) 中尾〔6〕第2表および第3表を参照。
 - 5) 都市農村交流課グリーンツーリズム班からの
- 2012年3月2日メール回答で確認。
 - 6) 例えば沖縄県では、伊江島・宮古島・東村等で2010年度と2011年度の許可数が約300軒あることを聞き取り調査で確認している。
 - 7) 富山県では2004年度に富山市で2軒の農家民宿が規制緩和を受けて開業していることになっているが、現地に確認すると2005年4月1日の富山市合併前の旧八尾町時代に「越中八尾スロータウン特区」を活用した例であった。
 - 8) 農林水産省北陸農政局〔8〕表IV-4「北陸管内の農家民宿等の軒数」③規制緩和と活用農林漁家民宿に全国および北陸4県の軒数が記載されている。
 - 9) 中尾〔6〕第1表を参照。
 - 10) 中尾〔6〕第2表にて分析した。
 - 11) 京都府中丹広域振興局〔5〕p.7の表「農林漁家であることの証明書」参照。農業者は借地を含む10a以上の耕作証明か農家証明・過去1年における農畜産物の販売金額が15万円以上の世帯で年間60日以上農業に従事する者の農業所得を証明する確定申告コピー等が、林業者は林地面積1ha以上の山林を所有または借り入れ等により保有していることを証明できる固定資産台帳等・森林組合に所属して森林施業を行う者であることを証明する森林組合の書類が、漁業者は漁協の正組合員証か準組合員証が、それぞれ必要となる。
 - 12) 2011年6月から施行された京都府独自の規制緩和は、「命の里」という府認定集落に限り適用される制度で、特定地区だけに緩和適用する仕組は全国初。専用調理場や手洗い設備、調理場の床と内壁の耐水性素材整備が不要に。
 - 13) 京都府内ではないが、例えば熊本県の人吉市グリーンツーリズム推進協議会〔1〕の公式サイトでは協議会員の小規模民宿情報に「共同調理」を明記しているが、同じ宿の情報を掲載している株式会社キューデンインフォムの情報サイト〔3〕では一般の従来型民宿と同様「一泊二食」と表示しているだけである。
 - 14) 京都府丹後広域振興局〔4〕参照。丹後保健所の環境衛生室が担当となっている。

15) 京都府においても、行政機関のホームページや現場での指導において見受けられる。

参考文献

- [1] 人吉市グリーンツーリズム推進協議会の公式サイト (<http://www.hitoyoshikuma-gt.org>)、2013年2月17日アクセス。
- [2] 犬田剛「農林漁業体験の宿からみるスキー型体験民宿の地域的差異—新潟県と長野県の比較を中心に—」『農村生活研究』第55巻1-2合併号、2012年3月、pp.36~43。
- [3] 九州ムラコレの情報サイト (<http://qmura.jp>)、2013年2月17日アクセス。
- [4] 京都府丹後広域振興局『出前語り地域別テーマ一覧』、2012年8月。

- [5] 京都府中丹広域振興局『農家民宿を始めよう—農家民宿（農林漁業体験民宿）開業の手引—』、2011年9月。
- [6] 中尾誠二「2010年世界農林業センサス確定値にみる新規開業農家民宿の形態」『2011年度日本農業経済学会論文集』、2011年12月、pp.163~169。
- [7] 農林水産省『グリーンツーリズムの取り組みについて』2010年1月、p.8。
- [8] 農林水産省北陸農政局『都市と農山漁村の共生・対流の推進：北陸地域の取組概要』2011年3月、p.143。
- [9] 佐藤真弓『都市農村交流と学校教育』農林統計出版、2010年、pp.85~106。
[2012年8月16日受付、2013年10月13日受理]